令和2年1月16日 本宮市告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、固定価格買取制度が創設されて以来、市において太陽光発電施設の導入が拡大していることに伴い、太陽光発電施設を適切に運用し、また事業終了後の適切な撤去及び処分を実施することにより、地域環境の保全を図り、もって市民の良好な生活環境及び地域の自然環境を維持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属施設をいう。
 - (2) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
 - (3) 管理者 太陽光発電施設を管理する者をいう。
 - (4) 対象設置者 設置者であって太陽光発電施設の事業区域面積が1,000平方メートル以上であるもの。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における太陽光発電施設の状況を把握するよう努め、太陽光発電 施設の適正な管理について必要な措置を講ずるものとする。

(設置者及び管理者の責務)

- 第4条 設置者及び管理者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下、「FIT法」という。)及び関係法令等を遵守するとともに、資源エネルギー庁が定めた事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(以下、「ガイドライン」という。)を遵守するものとする。
- 2 設置者及び管理者は、太陽光発電施設の周辺環境の保全及び災害防止のため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 設置者及び管理者は、太陽光発電施設に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 4 設置者及び管理者は、太陽光発電施設の外部から見やすい場所に、ガイドラインに基づき設置者名及び管理者名、連絡先等について記載した標識を掲示しなければならない。 (対象設置者の責務)
- 第5条 対象設置者は、前条に規定するもののほか太陽光発電施設の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

(計画書の届出)

第6条 対象設置者は、FIT法第9条第3項の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされた場合、遅滞なくその写しを市長に届け出るものとする。

(開始届等)

第7条 対象設置者は、太陽光発電施設の運用を開始するときは、太陽光発電施設運用開始

届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

2 対象設置者は、当該太陽光発電施設の運用を停止し、又は再開するときは、太陽光発電施設運用停止・再開届(様式第2号)、廃止するときは太陽光発電施設運用廃止届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(定期報告の届出)

第8条 対象設置者は、FIT法施行規則第5条第1項第6号及び第7号による設置費用報告がに運転費用報告を経済産業大臣宛てに行った場合、その写しを市長に届け出るものとする。

(災害時及び廃止後の措置に関する事項)

- 第9条 設置者及び管理者は、落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等の自然災害により太陽光発 電施設が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく 状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。
- 2 設置者及び管理者は、発電事業が終了した際、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及びその他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。また、事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。
- 3 設置者及び管理者は、前項により撤去及び処理が完了した場合、太陽光発電施設撤去及び処分完了届(様式第 4 号)に産業廃棄物管理票(マニフェスト E 票)の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

- 第 10 条 対象設置者の地位を承継した者は、太陽光発電施設地位承継届出書(様式第 5 号) に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 対象設置者の地位を承継した事実を証する図書
 - (2) 対象設置者の地位を承継した者の住民票の写し(対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
 - (3) 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める図書

(報告の徴収)

- 第 11 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対して、太陽光発電施設の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。 (立入検査等)
- 第 12 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に、太陽光発電施設に 関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検 査し、又は関係人に質問することができる。

(指導又は助言)

第 13 条 市長は、この要綱の施行に支障があると判断したときは、設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。

- (1) 第6条又は第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 12 条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該者の氏名 及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の 所在地)並びに勧告の内容を公表することができる。
- 3 前項の公表は、市の公式ウェブサイト等に掲載して行うものとする。 (補則)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年1月16日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に対象設置者が太陽光発電施設の運用を開始している場合、第7条に規定する開始届を除き、本要綱を準用し、対象設置者に協力を求めるものとする。